

ケ間之内、四面懸壁代、額、額卷上之、四尺、几、三面、南、東、立、廻、五尺、屏風、東、妻、立、之、五尺、屏風、畫、四季、景物、

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕一御屏風は、必々松竹の金屏立云々、屏風は人の物著用の如

くに立ル、上座は人の物著ることく、其より下座へは、上座の屏風下にかさなるやうにたつる也、

〔雅亮装束抄〕だ。い。き。や。う。の。こ。と

もやぎはのみすをおろして、其うへに屏風をたつることつねのごとし、ひんがしみなみのはし

よりたつべし、これはにしはれのぎなり、ひんがしはれならば、ひんがしのひさしを、弁少納言の

ぎにはなるべきなり、屏風そのおりは、この少納言のぎのまもより、春はたつべきなり、

〔九曆〕天徳元年正月十八日、喚木工頭道風朝臣、勸酒被女裝束一襲、依書大饗料屏風、

〔公任卿集〕寛仁二年正月、入道前太政大臣大饗し侍りけるに、屏風の繪に、山里にもみぢ見る人き

たるところ、

山里の紅葉みにとやおもふらむ散はて、こそとふべかりけれ

〔婚禮推陳記〕嫁輿よりおり給ふ所は、三の間か又は二の間たるべし、中、輿の廻りに屏風を立て、

姿の下座江見えざる様にさすべし、略、中

師傳に、略、中屏風は、鶴龜松竹の白繪の屏風也、裏形と胡粉にて龜甲形付たる白繪の屏風也、

〔小右記〕長徳五年、元、長、保十月廿八日丁丑、彼此云、昨於左府、道、長、藤、原撰定和歌、是入内女御、院、上、東、料

屏風歌、花山院法皇、右衛門督公任、左兵衛督高遠宰相中將齊信、源宰相俊賢、皆有和歌、上達部依左

府命獻和歌、往古不聞事也、何況於法皇御製哉、又有主人和歌云々、今夕有被催和歌之御消息、令申

不堪由、定有不快之色歟、此事不甘心事也、

〔榮花物語八、初、花〕東宮は枇杷殿におはします、六、年、弘志はす、六、年、弘に成ぬれば、かんのとの八、藤、原御ま